

「川崎市行財政改革第 4 期プログラム素案」への意見を募集します

川崎市の政策・施策の着実な推進に向け、必要な経営資源の確保を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い行政サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的な行財政運営を行うことができるよう、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間の計画期間とする「川崎市行財政改革第 4 期プログラム」の策定を進めています。

川崎市行財政改革第 4 期プログラムの策定に向けて、この度、素案を取りまとめましたので、11 月 27 日から 12 月 26 日まで、パブリックコメントにより市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 7 年 11 月 27 日(木)から令和 7 年 12 月 26 日(金)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和 7 年 12 月 26 日(金)午後 5 時 15 分までとします。

2 意見の提出方法

市ホームページ意見提出フォーム、郵送、F A X、持参のいずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）」を明記

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室（川崎市役所本庁舎 8 階）

F A X 044-200-0622

3 資料の閲覧方法

令和 7 年 11 月 27 日(木)から令和 7 年 12 月 26 日(金)まで

閲覧できる場所

区役所、支所及び出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）、
総務企画局行政改革マネジメント推進室（川崎市役所本庁舎 8 階）

ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000181631.html>

4 その他

- (1) 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、個人情報保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- (3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室 窪田

電話 044-200-2050